4 今回の民間(定員)移譲での課題

(1) 継続して取り組むべき課題

① 認定こども園制度への対応

「認定こども園」は平成 18 年 10 月に創設された制度である。

平成21年4月現在、43都道府県で358件、福井県では2件が認定されているが、本市ではまだ実現していない。

今回の民間(定員)移譲にあたっては、5 事業者が幼保連携型の認定こども園制度の導入を予定しているので、この制度について理解を深めるための具体的な取組みを早急に行う必要がある。

また、認定こども園制度においては、幼稚園と保育園の一体的な運営の実現が求められている。今回の 5 事業者は幼稚園運営の実績を持つ学校法人であるが、保育の実績はなく、今後、特に保育を確実に実施するために、幼保の連携と円滑な運用のための仕組みを早急に確立する必要がある。

② 国・県の建設補助事業採択に伴う提案事業内容の見直し

保育園建設にあたっては、従来、国の「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用して整備を行ってきた。

今回の民間(定員)移譲では、これに替わる制度である「安心こども基金(※)」を活用しての整備推進を予定している。現在、県に対し必要な手続きを実施中であるが、事業採択の時期、金額などは不明である。

このため、今後の進捗にあわせて、移譲対象事業者による提案事業の見直しを柔軟かつ適確に行う必要がある。

(※ 平成 20～22 年度に限った補助制度。平成 23 年度以降の補助制度の概要については未定)

③ 民間(定員)移譲にあたっての保護者等の不安解消

民間(定員)移譲の実施にあたっては、環境の変化などが園児、保護者、職員、地域の方に不安を与えることが考えられるので、市、事業者ともにその解消に努める。

④ 事業者からの詳細な事業内容の提示

事業提案募集にあたり、移譲対象事業者は民間(定員)移譲事業計画を本市へ提出した。

今回の「福井市公立保育園民間(定員)移譲実施計画」策定を踏まえ、今後の国・県による建設補助事業採択などにより事業実施が決定した場合、本市は事業者に対し、詳細な事業内容の提示を求めることとする。

⑤　保育園施設、敷地の利用の検討

今回の民間(定員)移譲に伴い定員の全てが移譲される保育園施設については、他の用途での利活用を、市全体の問題として積極的に検討する必要がある。

また、施設の取り壊しを行う場合は、敷地の利用についても、同じく検討する必要がある。

［ 保育園施設の利活用例 ］

・ 一時保育指定園、未満児保育･途中入園対応園として利活用
・ 現在、旧勝見保育園施設や旧明里保育園施設で運営している子育て支援センターの機能を移転して利活用
・ 保育園職員の研修施設、書庫として利活用

(2) 選定委員会が本市に求めた措置

今回の答申にあたり、福井市保育所移管等選定委員会は、民間(定員)移譲を実効性のあるものにするために、本市に対し次の3点について留意することを求めた。

本市では、これらのことについて、今回の民間(定員)移譲時はもちろん、移譲後も継続して取り組む。

① 答申の中で移譲対象事業者に必要な措置を求めた項目については、適切な時期を捉えながら継続してその取り組みを確認すること

② 移譲対象事業者の取り組みが不十分な場合は、事業者に対し確実な取り組みへの誓約を求めるなどの具体的な方策を講じること

③ 民間(定員)移譲後も、定期的に移譲対象事業者の取り組みを確認し、必要がある場合は業務等の状況に関する報告を求め、実地に調査し、必要な指示を行うこと

5 将来に向けた取組みの方向性と課題

(1) 公立保育園としての役割の遂行

保育園では「児童福祉施設最低基準」や「保育所保育指針」などにより公私立の区別なく保育の質が確保される一方で、公立保育園には担うべき次のような役割がある。

ａ 保育行政機関としての機能、地域における子育て支援の拠点としての機能

ｂ 過疎地域における保育や保育の困難なケースについて、いわばセーフティネットとしての役割

ｃ 障害を持つなど、気がかりな幼児を集団の中で大切に見守りながら保育することに、より積極的に取り組んでいく役割

このため、公立保育園では、障害児保育、子育て支援など私立保育園で取り組みにくい分野の保育を積極的に担うなど、公私立の役割を明確化しつつ、保育に取り組んでいく必要がある。

(2) 公立保育園のブロック化、拠点保育園の整備

前記(1)のとおり、公立保育園に求められる役割として、障害児保育などの特別保育、子育て支援への取組みなどが挙げられる。

しかし、公立保育園各園で、求められるすべての役割を遂行することは困難である。

このため、

① 公立保育園を、現在のような小さなエリアではなく、市域を大きく分割したブロックごとに集約し、機能を分担、より専門化と多様化を進める。

② ブロックを統括するリーダー園として大規模保育園を新たに整備し、保育、子育ての各分野で拠点保育園としての役割を遂行する。

などの方策を検討する。

この拠点保育園の整備推進にあわせ、ブロック内の公立保育園の統廃合も視野に入れながら、老朽化した現在の公立保育園の施設の更新も検討する。

(3) 公立認定こども園への取り組み

今回の民間(定員)移譲では、5 事業者が認定こども園開設を予定しており、本市でもこの制度による幼保連携が実現することとなる。

国においても幼保一元化に向けた取り組みの動きがあり、本市においても、公立幼稚園と公立保育園の一元化に向けた取り組みを検討する必要がある。

このため、公立幼稚園が設置されている地域の公立保育園について、児童数の推

移や学校･幼稚園･保育園の各施設の状況など地域の実情を考慮した上で、公立認定こども園の設置を検討する必要がある。

(4) 今後の公立保育園民営化への取組み

今回の民間(定員)移譲では、保育の低年齢児化に対応した保育環境の向上、老朽化した施設の更新などを主眼に取り組みを進めてきた。

今回の取り組みが一段落した時点で、私立保育園など事業者の意向、公私立保育園の配置や定員数、入園児童数などを総合的な見地から勘案して、今後の公立保育園民営化への取組みを改めて検討する。